

(別紙様式1)

審議案件に関する概要

令和4年7月13日第四部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第6条第2項(変更)
届出日	令和3年11月15日
担当部署	上川総合振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
北海道ジェイ・アール都市開発株式会社 代表取締役社長 横山 浩二	札幌市西区琴似1条1丁目1番2号

2. 届出事項

(1) 店舗名及び所在地	イオンモール旭川駅前 旭川市宮下通7丁目1番地 ほか		
(2) 変更しようとしている事項	変更前	変更後	
施設の運営 方法	(ア) 駐車場の自動車 の出入口の数及び 位置	数	位置
		入口2箇所 出口2箇所	入口2箇所 出口3箇所
		添付資料図-3(1) のとおり	添付資料図-3(2) のとおり
(3) 変更する年月日	令和3年12月2日		

3. 審査事項

(1) 駐車場 整備への 配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数863台＝設置台数863台
	従業員駐車場等の整備	敷地外に別途確保
	駐輪場(自動二輪車を含む) の整備	300台 ・同規模他店舗の運営実績を参考に計画しており、旭川市駐輪場附置義務条例による台数(181台)も確保しております。
	来客車両等の入庫方法	・入庫ゲートは入口から30m以上奥に設け、十分な駐車待ちスペースを確保しており、公道上に入庫待ち車両は発生しないと考えます。
	搬入車両等の誘導	・荷捌き施設については、荷さばき処理能力1時間あたり16台に対し、1時間あたり15台搬入とし、十分な施設面積を確保しており、入庫待ちは発生しない。 ・計画的搬入により、一時的に搬出入車両が集中しないよう配慮する。
歩行者の安全対策	・店舗社員や取引先業者及び搬出入業者ともに、店舗周辺や駐車場内における低速度走行や歩行者及び来客に対する安全確認の徹底に取り組む。	

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 出入口看板、出庫時の停止表示などで、安全と円滑な自動車誘導を図る。 ・ 駐車場外周部は植栽等を敷設して自動車敷地外へ逸脱しないよう配慮する。
	交通整理員の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 繁忙時には交通整理員を駐車場出入口周辺に配置し、交通安全および違法駐車防止を図るほか、適切な駐車場誘導を行う。
	除排雪による堆積方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として10cm以上の積雪が生じた場合に除雪を行う。 ・ PR駐車場では外周部等に一時的に堆雪するが、指針に基づいて必要台数を算定している。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模販促時にはチラシやホームページ等により案内経路を周知するとともに、大規模な販売促進催事を行う際には交通整理員を配置して、交通安全と円滑な来客自動車誘導の確保を図る。
(2) 関係行政機関との協議状況		
	公安委員会（北海道旭川方面旭川中央警察署交通第一課）	協議済み
	地元市町村（旭川市）	協議済み
	道路管理者	—
	その他関係機関	—

4. 市町村、住民等の意見

(1) 市町村の意見	なし
(2) 住民等の意見	なし

5. 道（上川総合振興局連絡調整会議）の意見案

なし

(イオンモール旭川駅前：法第6条第2項)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理由)

- (1) 本届出については、旭川市及び住民からの意見はない。
- (2) 駐車場の出入口の数及び位置について変更することにより、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第4条で述べられている、配慮事項のうち、駐車需要の充足その他による大規模小売店舗周辺の地域住民の利便及び商業その他業務の利便を損なうことはない。
また、それ以外の法第4条の指針に述べられている配慮についても満たされており、この届出書等に記載された計画の実施が、地域の生活環境の保持に支障はないものと認められる。
- (3) 上川総合振興局連絡調整会議における関係課の意見はない。

以上から、総合的に判断した結果、上記のとおりとするものである。